

公立大学法人秋田公立美術大学職員の懲戒の手続に関する規程

平成25年4月1日
規程第55号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学職員就業規則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第46号。以下「就業規則」という。）第43条第3項の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学に勤務する職員の懲戒の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の原則)

第2条 職員の懲戒処分は、原則として学内に設置する公立大学法人秋田公立美術大学懲戒審査委員会（以下「懲戒委員会」という。）の審査および理事会の議を経て行うものとする。

- 2 懲戒処分は、就業規則第42条各号に掲げる非違行為（以下「非違行為」という。）に該当する場合でなければ、これを行うことができない。
- 3 懲戒処分は、同一の非違行為に対して、重ねて行うこととはできない。

(手続の開始)

第3条 職員に非違行為に該当するおそれのある事案が発生した場合は、当該職員が所属する学部、研究科又は事務局（以下「学部等」という。）の長は、速やかに理事長に報告するとともに、その事実関係の調査を行わなければならない。

- 2 学部等の長は、前項の調査の結果、非違行為の事実が確認された場合は、理事長に対し、懲戒処分の審査についての申立てを行うものとする。
- 3 理事長は、前項の申立てにより懲戒委員会を設置し、当該事案を懲戒委員会に付託するものとする。

(懲戒委員会の任務)

第4条 懲戒委員会は、前条第2項の規定により理事長から付託された事案に関し、公正かつ中立な立場で、次に掲げる事項についての審査を行う。

- (1) 懲戒事由に該当する事実の存否および内容
- (2) 懲戒の種類およびその程度に対する懲戒処分の量定

(3) その他懲戒を行う上で必要な事項

(懲戒委員会の組織)

第5条 懲戒委員会は、次に掲げる委員によって組織する。

(1) 理事のうち理事長が指名する者 2人

(2) 学部等の長のうちから理事長が指名する者 2人

(3) 事務局総務課長

2 懲戒委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 委員は、自らが審査の対象となった場合又は公平な審査を行うことが困難であると認められる場合は、当該事案に係る審査に参加することができない。この場合において、理事長は、当該委員の代替者を指名するものとする。

4 委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合は、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(懲戒委員会の審査)

第6条 懲戒委員会は、委員長を含む3人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 懲戒委員会の議事は、委員長を含む出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(参考人の意見聴取等)

第7条 懲戒委員会が必要と認める場合は、参考人を出席させて意見を聴取し、又は資料を提出させることができる。

(弁明の機会の付与)

第8条 懲戒委員会は、審査の対象となった職員に次に掲げる事項を記載した書面を交付し、口頭又は書面により弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該職員が弁明しない旨を文書又は口頭であらかじめ申し出た場合は、この限りでない。

(1) 審査の対象となった職員の所属および氏名

(2) 懲戒事由に該当する非違行為があると思料する理由

(3) 口頭による弁明の日時および場所又は弁明書の提出期限

(審査結果の報告)

第9条 懲戒委員会は、審査を終了したときは、当該審査の結果を速やかに理事長に報告するものとする。

(懲戒処分の量定)

第10条 理事長は、懲戒処分の量定の決定に当たっては、懲戒委員会の審査の結果、非違行為の種類および程度その他次に掲げる事項を総合的に考慮の上、判断するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様および結果
- (2) 故意又は過失の程度
- (3) 非違行為を行った職員の職責および職責と非違行為との関連
- (4) 他の職員および社会に与える影響
- (5) 過去の非違行為の有無
- (6) その他日頃の勤務態度および非違行為後の対応等

(懲戒処分の決定等)

第11条 理事長は、懲戒委員会による審査の結果の報告および理事会の議を経て懲戒処分の決定を行う。

- 2 理事長は、懲戒処分の対象となる職員に対し、当該懲戒処分の内容を記載した懲戒処分通知書（以下「通知書」という。）および懲戒説明書を交付するものとする。
- 3 懲戒処分の効力は、通知書を当該職員に交付したときに発生するものとする。
- 4 通知書の交付を行う際、当該職員の所在を知ることができないときは、その内容を民法（明治29年法律第89号）第98条第2項に定める方法によって公示することにより、懲戒処分の意思表示を行うものとする。この場合において、同条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに、当該通知書の交付があったものとみなす。

(不服申立て)

第12条 懲戒処分を受けた職員は、その懲戒処分の種類、内容等について不服がある場合は、理事長に対し、1回に限り書面により不服を申し立てることができる。

- 2 前項の規定による不服申立てをする場合は、通知書の交付があった日の翌日から起算して60日以内に行わなければならない。
- 3 理事長は、第1項の規定による不服申立てにより事実確認の必要性を認めた場合は、懲戒委員会に当該事案の再審査を付託するものとする。
- 4 理事長は、前項の規定による懲戒委員会による再審査の結果の報告お

より理事会の議を経て、不服申立てに対する決定の結果を当該不服申立てをした者に対し、通知するものとする。

(処分の決定までの措置)

第13条 理事長は、懲戒処分に関する事実を調査し、又は審査するため、当該職員が出勤することが適当でないと認める場合は、当該懲戒処分に関する決定に至るまでの間、当該職員を自宅に待機させることができるものとする。

2 理事長は、懲戒処分に該当する疑いのある職員については、懲戒処分に関する決定に至るまでの間、退職させてはならない。

(懲戒処分の公表)

第14条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する懲戒処分は、公立大学法人秋田公立美術大学個人情報保護規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第29号）の趣旨に反しない範囲で、速やかに公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、停職又は減給である懲戒処分

2 前項の規定による公表は、特に軽微な事案であると認められる場合については、一定期間ごとに一括して行うことができるものとする。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、職員の懲戒の手続に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規程第10号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

懲 戒 処 分 通 知 書

| | |
|---------------------|-----|
| 所属・職名 | 氏 名 |
| 処分内容 | |
| 年 月 日 | |
| 公立大学法人秋田公立美術大学理事長 印 | |

懲 戒 説 明 書

| | | |
|--|------------------|-------------------|
| 1 懲戒者 | | |
| 公立大学法人秋田公立美術大学理事長 印 | | |
| 2 被懲戒者 | | |
| 職名 | 氏名 | |
| 3 懲戒の内容 | | |
| 懲戒発令日 年 月 日 | 懲戒効力発生日 年 月 日 | 懲戒説明書交付日 年 月 日 |
| 根拠規程 公立大学法人秋田公立美術大学 職員就業規則第 条 | | 懲戒の種類および程度 |
| 刑事裁判との関係 起訴日 年 月 日 判決日 年 月 日 刑罰 上告の有無 有 ・ 無 | | |
| 懲戒の理由 | | |